

健健発 0331 第 1 号

令和 5 年 3 月 31 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長

（ 公 印 省 略 ）

### IHEAT 運用要領の改正について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、医師、保健師、看護師等の外部の専門職による保健所等の業務の支援の仕組みについては、「令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT: Infectious disease Health Emergency Assistance Team）の運用について」（令和 4 年 9 月 30 日付け健健発 0930 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）の別紙（以下「運用要領」という。）により行われているところであるが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）により地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）が改正され、現在運用されているこの仕組みは地域保健法に位置付けられることとなった。さらに、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）において、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置自治体」という。）は IHEAT 要員による支援体制を確保すること等が示された。これらを踏まえ、保健所設置自治体において IHEAT の運用が適切に実施されるよう、運用要領の全部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。